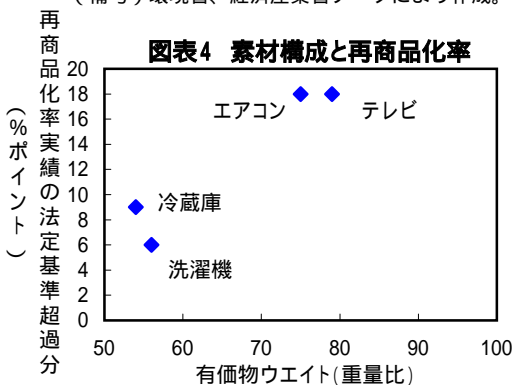
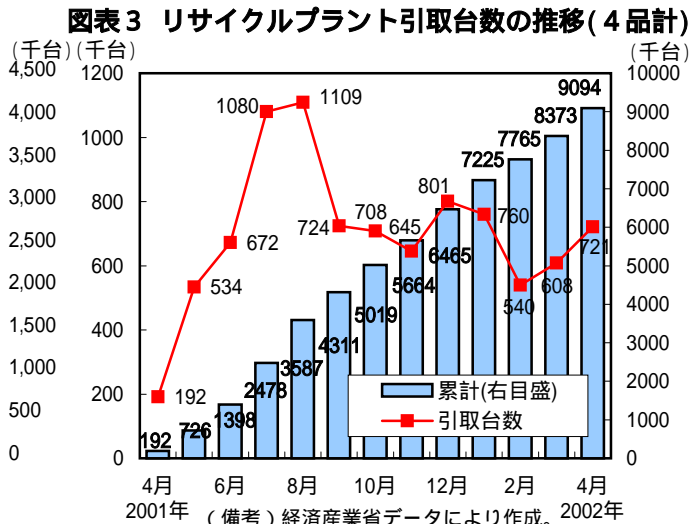
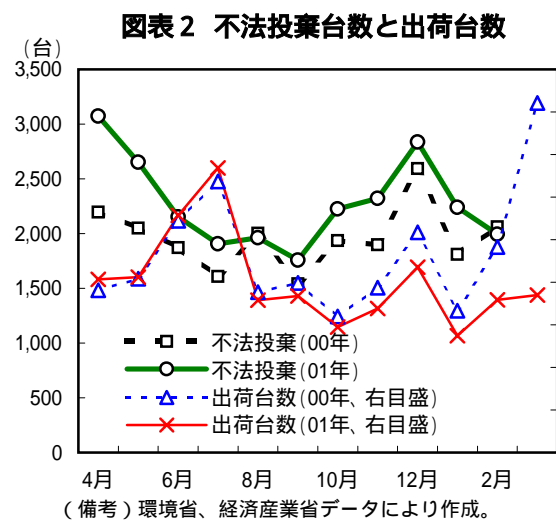
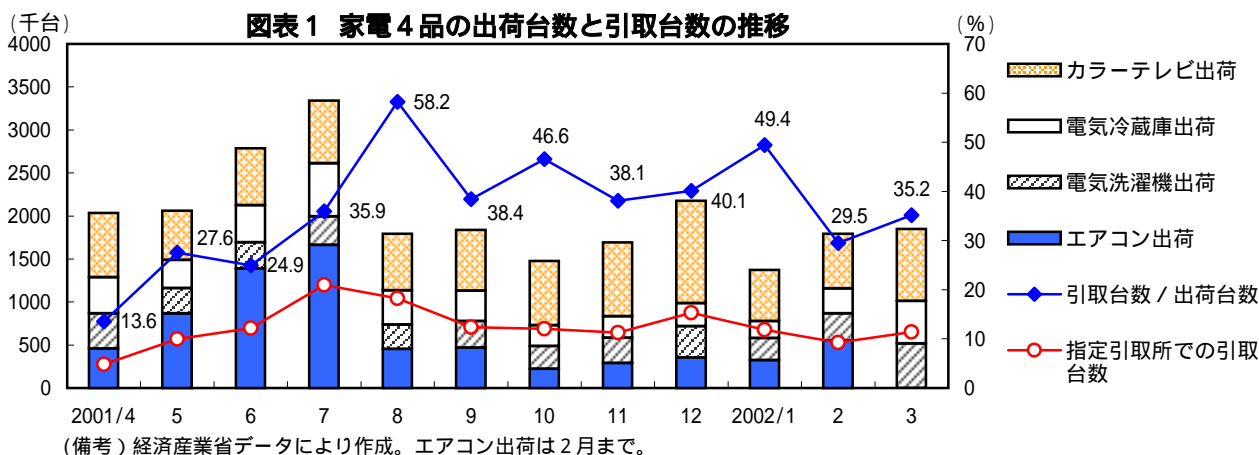




施行後1年を経過した家電リサイクル法

- ・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の施行(01/4)から1年が経過した。この間使用済み家電4品850万台が引き取られリサイクルプラントに持ちこまれているが、これは想定されていた廃棄台数の4~5割程度に相当する水準である。普及率が高い家電4品の場合、使用済み製品は買い替えに伴い回収されるケースが多いため、引取台数/出荷台数の推移をみると、制度が年間を通して徐々に定着してきた様子が見えてくる。
- ・一方、懸念されていた不法投棄件数も増加傾向を示している。取外しや運搬が困難なエアコンを除き、不法投棄件数は、概ね出荷と同じ動きを示しており、特に運搬が容易なテレビの投棄事例が多く報告されている。
- ・再商品化率は4品とも初年度から法定基準をクリアしているが、有価物のウエイトの違いを反映してエアコン、テレビが高く、冷蔵庫、洗濯機が相対的に低いなど品目による差がある。使用プラスチックのPPへの絞りこみなど、現在、各メーカーはリサイクル設計の強化を進めており、その進展と効果が注目される。



図表5 再商品化実績等

	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
指定引取場所での引取台数 (千台)	1,334	3,083	2,191	1,930
再商品化処理台数 (千台)	1,301	2,981	2,143	1,882
再商品化等処理重量 (トン)	57,634	79,978	127,596	54,041
再商品化重量 (トン)	45,019	58,814	76,359	30,783
再商品化率 (%)	78	73	59	56
法定基準値 (%)	60	55	50	50

[調査部(環境調査担当) 竹ヶ原 啓介、黒須 由紀子]

お問い合わせ先 日本政策投資銀行調査部
Tel: 03-3244-1840
E-mail: report@dbj.go.jp